

小さな拠点形成促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域運営組織等が実施する小さな拠点形成に係る取組に要する経費について、地域コミュニティ活性化支援事業実施要綱（平成24年6月14日施行）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義又は考え方については、次の各号に定めるところによる。

(1) 小さな拠点

「小さな拠点」とは、中山間地域等の集落生活圏（複数の集落を含む地域）において、安心して暮らしていく上で必要なサービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、自治体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組をいう。

(2) 地域運営組織等

- ① 「地域運営組織」とは、地域住民自らが主体となって、地元市町村や地元事業者との話し合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供などの地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う組織をいう。
- ② ①及び新たに①を形成しようとする住民等の集まりを「地域運営組織等」という。

(3) 地域将来計画

「地域将来計画」とは、地域での暮らしを取り巻く実態や将来に向けたニーズを把握し、目指すべき地域の将来像とその実現に向けたスケジュールや活動内容、役割分担等について、住民やその他団体間で話し合った結果をまとめた計画をいう。

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体は本事業の趣旨に沿った事業を実施する地域運営組織等とする。

(対象地域)

第4条 本事業の対象地域は、次の（1）から（6）までのいずれかを含む地域において、複数の集落で構成され、住民の一体性が確保されている地域で、医療・福祉対策、日常生活における交通の確保、地域産業・生業の振興、地域の伝統文化の継承・振興等の集落機

能の維持及び活性化の取組を共同で行う地域とする。

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域
- (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (3) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
- (4) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- (5) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
- (6) その他(1)から(5)に準ずると知事が認める地域

(対象事業及び対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる事業は、地域運営組織等が小さな拠点の形成のために行う地域将来計画の策定のための事業であつて、事業効果が高く、当該事業の内容が他の地域にとって参考となる可能性が高いと知事が認めたものとし、補助対象経費及び補助率は次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象経費

謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、及びこの他知事が必要と認める経費

- (2) 補助率

対象となる経費総額の1/2以内とし、100万円を上限とする。

2 当該補助金の交付に係る詳細については、別に定める「小さな拠点形成促進事業運用細則」によるものとする。

(市町村の役割)

第6条 市町村は、前条第1項のとおり実施される本事業について、地域運営組織等による事業内容の検討及び実施に当たり、市町村予算への計上、地域運営組織等に対する必要な助言、及び環境整備を含めた総合的な支援を行うとともに、第7条に定める県への申請に必要な手続き及び13条に定める実績報告等を実施するものとする。

2 このほか、必要に応じて地方版総合戦略の改定等を行うとともに、県における地域再生計画や地方創生関係交付金の実施計画の策定に協力する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする地域運営組織等は市町村（以下「申請者」という。）を通じ、規則第3条第1項の規定により、小さな拠点形成促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を知事が定める期日までに提出しなければならない。

2 規則第3条第2項の規定により申請書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 銀行振込依頼書
- (4) 市町村の予算書の写し又は予算確約書
- (5) その他知事が必要と認めるもの

(交付の決定)

第8条 知事は、前条第1項により交付の申請があった場合は当該申請に係る書類を審査のうえ、必要に応じて現地調査等により事業内容を精査し、適当であると認めるときは速やかに補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けた後、補助事業の内容及び補助事業に要する経費配分の変更（補助対象経費（事業費）の20%を超えない額の変更であって補助金の額に変更を生じない場合を除く。）を行う場合又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、小さな拠点形成促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金の交付決定の通知を受領した日から15日を経過した日までとする。

2 前項の場合、小さな拠点形成促進事業申請取下書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(関係書類の整備等)

第11条 補助金の交付決定を受けた市町村（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(状況報告)

第12条 規則第11条の規定による状況報告は、小さな拠点形成促進事業遂行状況報告書（様式第4号）によるものとし、知事が別に定める日までに提出しなければならない（知

事が指示したときに限る。) 。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了の日（廃止の場合は、その承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、小さな拠点形成促進事業実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績調書

(2) 収支精算書

(3) 契約書の写し

(4) 経費を支出したことを証する書類

(5) 第7条第2項第4号で確約書を提出した場合にあっては、市町村の予算書の写し

(6) 事業の内容を明らかにする報告書、計画書、経費の内訳書、写真等

(7) 本事業により策定した地域将来計画

(8) その他知事が必要と認める書類

(額の確定)

第14条 知事は、補助事業者から前条の実績報告書が提出されたときは、規則第14条の規定に基づき補助金の額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後に補助金を交付するものとする。ただし、補助事業者が緊急に支出する必要がある経費で、知事が必要と認めるものがあるときは概算払の方法により交付することができるものとする。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付を概算払により受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

3 前項の概算払請求を行った場合において、第14条に定める額の確定と相違する場合、その差額を精算することとする。

(書類の提出)

第16条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の部数は、正本一部とする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月12日から施行し、令和元年度から令和3年度までの補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第5条に規定する特定市町村については、改正後の小さな拠点形成促進事業補助金交付要綱第4条の対象地域とする。